

人権教育研修



大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん

講師を派遣します！

◆ ◆ ◆ 派遣対象 ◆ ◆ ◆

①**教育機関**（幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等）における、児童生徒・教職員対象の講座や研修会

②**社会教育関係団体**（PTA、高齢者団体、女性団体 等）及び**公民館**等主催の講座や研修会
※市町村事業の講座や研修会は対象外

◆ ◆ ◆ 派遣講師・講演内容について ◆ ◆ ◆

大分県人権問題講師団 令和7年度登録講師 56人

- ▶講師名や各講師が対応できる講演内容やテーマ等詳細については、別紙「大分県人権問題講師団一覧」をご参照ください。
- ▶講演の形式（講義形式や参加型形式等）については、各講師にご相談ください。
- ▶講演を録画して他の研修会での視聴や貸出による視聴、インターネット上へのアップロード等の二次使用はできません。

◆ ◆ ◆ 講師謝金・交通費について ◆ ◆ ◆

【上記 派遣対象①②の場合】

県が派遣に係る費用を負担します。主催者側の負担はありません。
※ただし、過去2年間（R6・R5）に本事業の活用実績がある場合は、県による費用の負担ができません。
講師の紹介のみいたしますので、主催者側で費用をご負担ください。

【その他の場合（市町村が主催する事業の講座や研修会の場合）】

講師の紹介のみとなります。
※主催者側で、講師派遣に係る費用をご負担ください。

〔申込手順〕

流れ	申請者	人権教育・部落差別解消推進課
①講師確認	大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課HP にアップされている「大分県人権問題講師団一覧」を見て、ニーズに合った講師を確認する。	
②仮申込	大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課に電話での仮予約を行い、希望講師の連絡先を確認する。 ※個人情報取扱注意	仮予約の受付
③講師承諾	講師に、希望開催日時・参加者・依頼内容を伝え、講師の承諾を得る。	
④申請	【1ヶ月前】 講師派遣申請書(別紙様式1)等を人権教育・部落差別解消推進課に提出する。 (大分県スマート申請・メール可) 講師あてに依頼状の発送を行った旨、連絡します。	申請書受付 講師へ依頼状発送
⑤事前連絡	【1～2週間前】 講師と最終打合せを行う ・講演テーマ ・準備物(パソコン等の情報機器、資料) ・会場	
⑥研修実施	研 修 実 施	
⑦報告書	【研修実施後、1週間以内】 報告書(別紙様式2)等を、人権教育・部落差別解消推進課に提出する。 (大分県スマート申請・メール可) ・アンケート、感想、写真等もできる限り提出ください。	報告書確認 講師へ旅費謝金の支払い

〔お問い合わせ先・提出先〕大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課 人権教育推進班
 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
 TEL 097-506-5555 / FAX 097-506-1799
 Mail a31910@pref.oita.lg.jp

【電子申請もご活用ください】

★申請書提出

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2767703476074006158>

★実施報告書提出

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2837258572563173288>